

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3010号)

令和5年8月10日

横情審答申第3010号

令和5年8月10日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年10月1日瀬生第709号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「期間 特定年度1から特定年度2 管理者兼務許可申請 管理者兼務
廃止届 管理者兼務廃止届に際して返納された横浜保健所長交付の兼務許
可証 兼務許可は、保健所に事前相談をあらかじめ行うと定められている。

その際 提示された学校薬剤師の辞令書、委嘱証、或いは所属薬剤師会
からの協力要請書類の文書も含める。 対象管理者特定法人特定薬局 A

期間は、Aが当該薬局の開設者から管理者として指定された年月日から
Bに管理者変更が届出された年月日迄と解して差し支えない。根拠法令
薬機法第7条第2項」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表に示す行政文書の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表に示す行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年5月31日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件開示請求は、特定の個人Aが特定薬局の管理者だったことを前提に、Aを名指しして、特定期間における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第7条第4項ただし書に規定する兼務の許可の申請及び廃止の届出に係る全ての文書の開示を求めるものである。
- (2) 旧条例第9条の該当性について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2079号等では、存否応答拒否の適用に当たっては、「① 特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び「② ①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていること」の2つの要件を備えていることが必要であると解されている。

ア まず、本件開示請求が上記①の要件に該当することについて説明する。

本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行えば本件対象行政文書が存在すること、すなわち、特定期間におけるAに係る兼務の許可の申請又は廃止の届出があった事実を公にすることになる。また、不存在による非開示決定を行えば、本件対象行政文書が存在しないこと、すなわちこれらの手続がなかった事実を公にすることになる。

したがって、上記①の要件に該当する。

イ 次に、本件開示請求に係る情報が上記②の要件に該当すること、すなわち旧条例第7条第2項第2号で規定する非開示事由に該当することについて説明する。

特定期間におけるAに係る兼務の許可の申請及び廃止の届出の有無に係る事実に関する情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、同号本文に該当する。また、当該情報は、法第9条の5の規定により掲示しなければならない事項ではないため同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

したがって、上記②の要件に該当する。

ウ 以上のことから、本件開示請求は、旧条例第9条に該当するため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消し、本件審査請求文書の開示を求める。
- (2) 特定年月に当該薬局が新規開設し、特定年度2までに審査請求人が把握している管理者が4名入れ替わっており、兼務許可申請を行った管理者について開示を求める。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 薬局等管理者兼務許可申請等に係る事務について

法第7条第4項では、「薬局の管理者・・・は、その薬局以外の場所で業として薬局

の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市においては市長）の許可を受けたときは、この限りでない。」と規定されている。これを受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成9年4月横浜市規則第51号）第2条第1項では法第7条第4項ただし書の規定により兼務の許可を受けようとする者は「薬局等管理者兼務許可申請書」を保健所長に提出しなければならない旨が、同条第2項では保健所長が兼務を許可するときは「薬局等管理者兼務許可書」を交付する旨が規定されている。また、同条第3項では、兼務をしなくなった者は、「薬局等管理者兼務廃止届出書」に「薬局等管理者兼務許可書」を添えて保健所長に提出しなければならない旨が規定されている。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、特定期間において、保健所長に提出された特定の個人Aに係る「薬局等管理者兼務許可申請書」及びその添付文書並びに「薬局等管理者兼務廃止届出書」及び「薬局等管理者兼務許可書」等のその添付文書（これらを総称して、以下「兼務許可申請書等」という。）であると解される。

(4) 存否応答拒否について

ア 旧条例第9条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、開示請求に対して、その請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれることを回避しようとするものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在について答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②当該事実非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解

される。

(5) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものであるため、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 本件開示請求は、Aという特定の者を名指しして、特定期間におけるその兼務許可申請書等の開示を求めるものである。そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、特定期間にAが兼務の許可の申請又は廃止の届出をした事実があることを公にすることになり、また、不存在による非開示決定を行った場合には、当該事実がなかったことを公にすることになる。

したがって、上記①の要件に該当する。

ウ 次に、当該事実に、非開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。

(7) 旧条例第7条第2項第2号本文前段では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができることを規定している。

もともと、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

(イ) 特定期間にAが兼務の許可の申請又は廃止の届出をした事実の有無に係る情報（以下「本件情報」という。）は、個人の経歴や社会的活動に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、同号本文前段に該当する。

(ウ) 次に、薬局の管理者の氏名は法第8条の2第5項に基づき神奈川県知事により公表され、法第9条の5に基づき薬局に掲示されているが、本件情報は、これらの規定による公表や掲示の対象ではなく公にされているとはいえないので、同号ただし

書アに該当しない。また、仮にAが特定薬局の管理者と学校薬剤師等の非常勤の公務員とを兼務していたとしても、本件情報は、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とはいえないので、同号ただし書ウに該当しない。そして、本件情報は、同号ただし書イにも該当しない。

したがって、上記②の要件にも該当する。

エ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。

(6) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を旧条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

別表 行政文書

期間 特定年度1から特定年度2

管理者兼務許可申請

管理者兼務廃止届

管理者兼務廃止届に際して返納された横浜保健所長交付の兼務許可証

兼務許可は、保健所に事前相談をあらかじめ行うと定められている。

その際 提示された学校薬剤師の辞令書、委嘱証、或いは所属薬剤師会からの協力要請書類の文書も含める。

対象管理者 特定法人特定薬局

A

期間は、Aが当該薬局の開設者から管理者として指定された年月日からBに管理者変更が届出された年月日 迄と解して差し支えない。根拠法令 薬機法第7条第2項

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 10 月 1 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 11 月 12 日	・審査請求人から意見書を受理
令和 3 年 11 月 15 日 (第275回第三部会) 令和 3 年 11 月 24 日 (第409回第二部会) 令和 3 年 11 月 30 日 (第355回第一部会)	・諮問の報告
令和 5 年 5 月 24 日 (第437回第二部会)	・審議
令和 5 年 6 月 13 日 (第438回第二部会)	・審議
令和 5 年 6 月 29 日 (第439回第二部会)	・審議